

農地中間管理事業に係る令和2年度の取組方針

公益社団法人千葉県園芸協会

1 地域における話合いや実質化された人・農地プランを核とした担い手への農地集積の推進

農地中間管理事業により、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地利用に係る意向調査や地域の徹底した話合いにより、農業者の年代情報や後継者の確保状況等を地図上で見える化し、今後の農地利用を担う中心経営体（担い手）への農地の集約化に関する将来方針（実質化された人・農地プラン）のもと、農地集積・集約化を推進する。

(1) 推進地区・重点推進地区の設定

農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携し、人・農地プランの実質化や多面的機能支払活動交付金や中山間地域等直接支払交付金などの話合いの場がある地域や、集落営農、経営規模の拡大を志向する経営体が存在するなど、農地流動化への機運がある地区の中から、地域農地利用集積推進協議会で推進地区・重点推進地区を設定し、将来の地域農業の在り方について関係機関との共有認識の下、担い手への農地集積・集約化を進める。

(2) 実質化された人・農地プランの作成支援

① 連携体制作り

機構支部は、農業事務所とともに農業委員・農地利用最適化推進委員、土地改良区、JAなどの関係機関と連携を図り、市町村の「実質化された人・農地プラン」を作成するための「推進チーム」へ積極的に参加し、「推進チーム」とともに、地域のまとめ役となるリーダーに関する情報を得て、戸別訪問や座談会等を行い、将来の地域農業の在り方について検討する話合いの機運を高めるためのアプローチを行う。

また、話合いの準備段階では、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想と整合を図り、将来の地域農業の課題等が抽出できるようなアンケート項目や地図作成についての技術的助言等の支援を行う。

② 地域の話合いへの支援

農業事務所及び機構支部は、話合いをリード・調整する人材が不足し、市町村から要請があった場合は、コーディネーターとして話合いを推進する。

③ プラン実現に向けた進行管理

関係機関が共通認識を持って、推進に当たることができるよう、県、機

構、農業委員会ネットワーク機構で、定期的に打合せを行う。

④ その他

特に、担い手が不足していると言われている中山間地域では、県は畑地化・汎用化等の基盤整備の活用、新規作物等の導入、集落営農組織の設立等の様々な優良事例の情報収集及び提供を行い、農業事務所、機構支部はどのようにしたら将来にわたり地域農業が維持できるかを関係機関と連携して、助言・支援等を行う。

2 農地整備の実施による担い手への農地集積・集約化

(1) 農地耕作条件改善事業等を契機とした農地の集積・集約化

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、作業性の良い農地への改善を担い手が求める場合に、農地耕作条件改善事業等を活用した、畦畔除去や暗きよの敷設等、農業者の自力施工による簡易な農地整備を提案し、地域の農地集積・集約化を進める。

(2) 目指すべき地域営農を実現するための農地整備事業の活用

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、担い手への農地集積・集約化による農業経営の規模拡大や生産コストの削減及び高収益化等を目的として、農地の大区画化や汎用化等による農地整備の活用を、地域が検討する場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業等の制度説明を行う。

制度理解が進んだ地区については、地域が目指すべき営農の実現に必要な土地改良事業計画を、県、市町村、土地改良区等が協力して策定するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業のみならず、地域の実情に応じて、より適した他の農地整備事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を進める。

3 担い手に対する機構活用のアプローチの強化

農業事務所及び機構支部は、関係機関と連携し、担い手から農地の貸借状況や、周辺農家の農地の利用状況などの情報を得て、新たな出し手の掘り起こしを行うとともに、事業を活用した担い手へ効率的にアプローチすることで、利用権の更新時期を迎えた農地や作業受託などで利用される農地について、農地中間管理事業の活用へと誘導する。

なお、大規模農家の多くが飼料用米等による米の需給調整（生産調整）に取り組んでいる実態を踏まえ、担い手に対する飼料用米等の作付けの働きかけと併せて、農地集積・集約化の推進を図る。

さらに、集落営農組織については、集落営農推進員等と連携し、生産基盤

の確保による安定的な農業経営に向け、法人化と併せて機構を介した貸借へと誘導する。

4 担い手への農地集積の拡大に向けた連携強化

担い手への農地の集積・集約化を加速させるためには、地域の特性を踏まえて、地域の話合いを活性化させることが重要であることから、県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、市町村、農業委員会、土地改良区、JA等と、より一層連携を密にして、以下のとおり推進体制を強化する。

(1) 機構による現地推進体制

現地推進体制を強化するため、印旛・香取・山武の農業事務所に機構支部職員を2名配置し、それ以外の農業事務所については1名を配置する。

本体制の下、機構は、市町村や農業委員会等との連携を密にし、地域における担い手への農地集積活動を推進する。

(2) 市町村等との連携強化

実質化された人・農地プランに基づき中心的経営体への農地の集積・集約化を進めることから、農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携を図りながら確実なマッチングを進める。

また、農地中間管理事業における事務手続き等について、出し手と受け手のマッチングが整っている場合は、市町村が作成する農用地利用集積計画と一括して権利設定ができるようになったことから、本制度の活用を図り、迅速な担い手への農地集積・集約化を推進する。

なお、担い手への農地集積率を令和5年度までに51%とするためには、市町村との業務委託の拡大が必要であるが、令和元年度における市町村との業務委託の締結状況は23市町村等にとどまっている。引き続き県（本庁・農業事務所）及び機構幹部による市町村長との意見交換等を行い、市町村との連携体制の強化を図る。

併せて、平成30年7月より、農地中間管理事業管理システムの市町村接続が25市町村で開始されたことから、機構及び県は、システム未導入市町村に対しては、システム導入を依頼し、業務の合理化・安全性向上を図りつつ更なる連携に繋げる。

＊市町村等における機構との業務委託状況（21市町村、2団体）

農地中間管理事業管理システム接続状況（23市町村2団体）

(3) 農業委員会との連携強化

平成30年8月に、52市町村（浦安市、習志野市を除く）すべてに農地利用最適化推進委員が設置されたことから、引き続き現地活動と制度への理解をより深めるため、農業委員会等を対象とした巡回研修や機

構支部との意見交換等を行い、農地や担い手の情報及び重点推進地区等の活動方針を共有できる連携体制を構築する。

県農業事務所は、重点推進地区等を担当する農業委員や農地利用最適化推進委員との推進体制表を作成するとともに、地域の具体的な行動計画に基づき、推進地区の活動にあたっては、機構支部と連携し、関係者が一体となって担い手への農地集積・集約化を進める。

(4) 土地改良区との連携強化

土地改良区は、農業者にとって身近な存在であるとともに、地域の実情を知る機関の一つとして、農地の出し手と受け手の繋ぎ役が期待されることから、農業事務所及び機構支部は、土地改良区の有する情報を活用し、地域の中心的経営体に農地の集積・集約化を進める。

また、土地改良区での更なる農地中間管理事業活用のため、定款変更や業務委託を拡大し、機構との協力体制の構築を図る。

* 定款変更した土地改良区と機構との業務委託の締結状況（業務委託14、定款変更27）

(5) JAとの連携強化

担い手の体質強化を図るためには、農地集積による生産基盤の確保と併せ、計画的な農産物の生産と販売を行う必要がある。県及び機構はJAと連携し、地域農業の将来像について認識を共有した上で、地域における作付品目や、販売方法等を検討し、担い手の作付意向等を確認しながら、農地集積・集約化を進める。

(6) 農地利用集積円滑化団体との連携

農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化に向けて、県・機構は円滑化団体と意見交換を密に行い、移行に向けた事務手続のプロセス、各団体の役割、スケジュールについて合意形成を図ることで、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への円滑な移行ができるよう推進する。

基本的な考え方として、令和2年度以降に円滑化事業の契約が満了する農地については、期間が満了した農地から順次機構へ移行することとし、なお団体及び地権者等の意向に応じて、協議が整ったものから一括承継する。

5 企業等の農業参入による担い手の確保

担い手が不足する地域においては、企業等の農業参入を含めた受け手の確保が重要となる。県及び機構は市町村、土地改良区等と連携し、農地情報の収集を行うとともに、機構ホームページ上における企業向け農地情報の公

開等により、受け手となる企業等への情報提供を行う。

6 事業の周知徹底と制度理解の促進

(1) 講習会等による事業説明

県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、講習会などの人が集まる機会を活用し、事業説明による制度理解を促す。

(2) 記事掲載等の広報媒体による制度周知

農地の出し手である所有者に制度を周知するため、ポスター、パンフレットの作成・配布、広報誌への記事掲載等によるPR活動を行う。

ア 講習会、研修会等による制度の周知

イ 事業ポスターの作成、配布

ウ 事業パンフレットの作成、配布

エ 市町村広報誌、普及だより、JA機関誌等への記事掲載

オ ラジオCMによるPR活動

(3) 機構集積協力金の制度周知

① 人・農地プランの話合いを前提とする担い手への農地集積・集約化の取組を推進するため、地域集積協力金（集積・集約化タイプ）の活用を促進する。

特に、中山間地域では機構の最低活用率の要件が平地よりも緩和されていることを周知する。

② 集積が進んでいる地域は、関係機関と連携して現況の農地利用図を作成し、集約に向けた担い手の話合いを促すことで、地域集積協力金（集約化タイプ）の活用を促進する。

③ 経営転換協力金については、令和5年度までに段階的に縮減・廃止になることから、農業者等が不利益を被ることがないように、制度周知を行う。

7 関連事業

(1) 農地耕作条件改善事業

既に区画が整備されている農地の担い手等への農地集約を図るために、畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水等の簡易な整備を行う国庫事業を活用する。

(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進する。

(3) 条件整備資金融資

機構が農地中間管理権を有する農地において実施する条件整備及び耕作放棄地再生推進に要する経費に充当するため、公益社団法人全国農地保有合理化協会が行う無利子融資を活用する。